

## 令和7年度第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月11日(火) 午後1時30分から午後2時38分  
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

### 3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	11番	河毛早苗
〃	2番	中村精	〃	12番	長束真帆
〃	3番	山田準二	〃	13番	藏内敏博
〃	4番	砂川重雄	〃	14番	石谷隆
〃	5番	建部憲二	〃	15番	柳田和廣
〃	7番	小林照美	〃	16番	竹森潔
〃	9番	小林光徳			
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温

### 4. 欠席委員 (1名)

委員	17番	福安修
----	-----	-----

### 5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 15名)

市内	太田忍	福部町	平林秀庸
邑美	竹内七郎	河原町	梶川和生
せんだい	森本寿夫	〃	漆原清志
高草	内田洋之助	用瀬町	西村勝
湖南	福田幸司	〃	池本和明
〃	木浪哲夫	気高町	浜辺信康
湖東	村上文夫	鹿野町	谷口和人
国府町	福田克彦		

### 6. 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 議事

議案第 35号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 36号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 37号	非農地証明について
議案第 38号	利用状況調査による非農地判断について
議案第 39号	鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

#### 第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

### 7. 事務局 川口局長 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和7年度第8回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、17番の福安委員から欠席の連絡があり、委員18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号18番 川上委員、1番 福田淳一郎委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号52番は保留となりましたので、整理番号43番から51番の9件でございます。 整理番号43番は、用瀬町鷹狩で売買による所有権移転です。 整理番号44番、45番は、気高町八束水で売買による所有権移転です。 整理番号46番は、宮谷で売買による所有権移転です。 整理番号47番は、鹿野町寺内で売買による所有権移転で、譲り受ける法人は、農地所有適格化法人の要件を満たしております。 整理番号48番は、下味野で売買による所有権移転です。 整理番号49番は、槇原で売買による所有権移転です。 整理番号50番は、国府町法花寺で売買による所有権移転です。 整理番号51番は、河原町北村で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長		それでは、整理番号43番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西村委員		10月30日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人はこれまでも耕作できなくなった圃場を所有され、管理されております。農機具も田植機、トラクターなどを所有されており、問題ありません。
議長		引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		西村推進委員の報告のとおりですが、補足します。農振農用地で2年前までは白ネギが栽培されておりました。譲受人は、田植機、トラクターなど所有しており、何ら問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号43番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 譲受人が同一なので、整理番号44番と45番を一括して審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		譲受人は同じ人で、両方とも所有して農地の隣を購入するものです。市内から耕作をするために車で通うそうです。県外に跡継ぎがおられますが、もうすぐ定年を迎えそうで、こちらに帰ってきて耕作をされるそうです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号44番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号45番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号46番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		10月31日に山岡推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲渡人が相続した土地で、農業経験はありません。譲受人が現在も耕作をされており、引き続き水稻栽培をされます。農業機械も問題はありません。特に許可にあたり支障はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号46番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号47番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		10月31日に砂川農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。この法人は、鹿野町内でショウガを栽培されており、問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		谷口(和)推進委員の報告のとおりで、今回は、ガラス温室でショウガを栽培される予定です。自動で水管理ができように配管をされるようであり、意欲的な方だと思います。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号47番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号48番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		10月29日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地は譲受人が現在も耕作しております。チェックリストの違反もなく、問題なしと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		森本推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号48番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号49番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		11月4日に事務局、譲渡人、譲受人とその家族と私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人の家族が知り合いで、譲受人が米作りをしたいと希望したことから、この申請になったようです。譲受人は、農業は初めてですが、農業機械は親族から譲り受ける予定となっています。耕作することに意欲を持っており、家族も手伝うということで、許可することに支障はないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号49番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号50番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		11月4日に長東農業委員、事務局、譲受人の家族と私で現地確認を行いました。譲受人は、専業で農業をされています。譲渡人とは親せきで、周辺は譲受人の家族が所有している農地であります。約37haを耕作されており、大型機械、乾燥機もあります。チェックシートに照らし合わせても問題なしと思います。

議	長	引き続き、担当農業委員、長束委員の報告をお願いします。
長	束 委 員	福田(克)推進委員の報告のとおりで、補足することもなく、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号50番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号51番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆	原 委 員	10月30日に田淵委員、事務局と私で現況確認を行いました。譲受人は、畜産農家であり、ちゃんと農業をしていただけたと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田	淵 委 員	漆原推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号51番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事	務 局	整理番号3番の1件でございます。 整理番号3番、申請地は叶、転用目的は住宅建築、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号3番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太	田 委 員	11月4日に藏内農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。申請人は一人暮らしをしており、今の家の大きくて維持管理が難しくなってきたので売却して、申請地に小さな家を建てるようです。旧国道に隣接しており、周囲にも問題は ありません。チェックシートに照らし合わせても妥当だと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏	内 委 員	太田推進委員の報告のとおりで、集落の端に位置し、転用しても周辺農地には支障 はなく、許可することに問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります 引き続き議案第37号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号84番から97番の14件となります。申請地、申請者、事由、現況につきまして議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号84番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員		中村農業委員、事務局と私で現況確認を行い、後日、申請人から聞き取りを行いました。初代が亡くなった時にお墓を作られており、親族の分もありすべての面積が墓地となっています。周辺も集落の方の墓地となっており、非農地で妥当と思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号84番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号85番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		10月30日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、申請人と私で現況確認を行いました。チェックシートの③が適用すると思われれます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号85番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号86番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		申請地は、農地パトロールで周辺一帯をB判定になっており、その一角です。原野化しており復旧できない状況です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号86番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 87 番を審議します。担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		猪口推進委員、事務局と私で現況確認を行いました。こんなところに田んぼがあったかなと思うようなところで、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 87 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 88 番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員		10月29日に川上農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請人は海外に住んでおり、20年以上前から耕作されておらず、市街化区域でもあり、非農地を認めてもらうしかないかと思えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 88 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 89 番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		現状は雑木等が生え、残土も置かれておりますので、農地とは言えませんので、非農地証明することが妥当であると考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 89 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 90 番と 91 番を一括して審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		10月31日に福田(淳)農業委員、福田(幸)推進委員、事務局 2 名と私で現況確認を行いました。周りはすべて山であり、すでに周辺と調和がとれている状況です。5m ぐらいの木々が生えております。現状から非農地はやむを得ないと思えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 90 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号9 1 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号9 2 番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		1 1 月 5 日に下田農業委員、事務局 2 名と私で現況確認を行いました。申請地は平成初期に建物敷地として利用されており、現在は更地となっており雑草が繁茂しております。2 0 年以上耕作されておらず、転用の事実行為から 2 0 年以上経過し、チェックシート確認し、農地行政上も特に支障はないと認められる土地に該当します。承認することに問題ないと判断いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号9 2 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号9 3 番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		1 0 月 3 0 日に田淵農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。集落の奥で、既に大きな木が生えていました。2 0 年以上前からこういう格好になっているということですので、非農地にしても何ら問題ありませんし、既に B 判定している土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号9 3 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号9 4 番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		1 0 月 3 0 日に田淵農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。集落の公民館敷地として使われており、非農地でよいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号9 4 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号9 5 番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。

福田(幸)委員		10月31日に福田(淳)農業委員、木浪推進委員、事務局2名と私で現況確認を行いました。昭和32年から住宅が建築されており、現在も住宅敷地であり、非農地でよいと思います。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号95番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号96番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		10月31日に砂川農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。昭和63年に住宅を建築された際に、市道に接した駐車場と利用されているようです。周辺にも迷惑はかからないようです。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号96番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号97番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		11月5日に濱田農業委員、谷口(泰)推進委員、事務局2名と私で現況確認を行いました。現地は国道9号線の湯山トンネルを出たところの西側の山の斜面です。昭和30年代から果樹園として梨栽培をされていたのですが、20年以上前からは耕作をされていなく、周囲の山と同化している状態でしたので、何も問題ないと思います。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号97番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第37号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第38号「利用状況調査による非農地判断について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		議案第38号「利用状況調査による非農地判断について」説明します。 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知)に基づき、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地について、同法第2条第1項の農地に該当しないことについて決定を求めます。これは、農地パトロールで再生利用が困難と見込まれる農地

		と判断した土地となっております。対象となる筆数は568件、面積は267,966.50㎡となります。なお、筆別一覧については、別紙のとおりです。以上で説明を終わります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第38号「利用状況調査による非農地判断ついて」、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第38号「利用状況調査による非農地判断ついて」を終了します。 引き続き、議案第39号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農地の面積は、田79,438㎡、畑が23,968㎡、樹園地が13,252㎡の合計116,658㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権33件、使用貸借による権利37件の合計70件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第39号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。  報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第8回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。  閉会 午後2時38分